

(参考資料) 警視庁からの情報提供書

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
違反事件被疑者らの検挙について (情報提供)

警視庁生活安全部生活環境課等は、みだしの事件で被疑者5名を逮捕するとともに、被疑者4名を東京地方検察庁へ書類送致した。本事件は、大学の研究室で使用等されていた遺伝子組換えメダカが持出され、愛玩飼養者等に流出した事案で、バイオセーフティを著しく脅かし、生物多様性に重大な危険を及ぼす恐れがあったもので、それぞれの者に対して、指導の徹底を図るとともに、再度発生することがないようにするため、情報提供いたします。

1 逮捕年月日

令和5年3月6日(月) 通常逮捕(被疑者A・B・C・D・E)

2 送致年月日

令和5年3月8日(水) 書類送致(被疑者F・G・H・I)

3 被疑者

A	千葉県市川市居住	会社員	60歳	男
B	埼玉県春日部市居住	自営業	67歳	男
C	茨城県坂東市居住	無職	72歳	男
D	千葉県山武郡居住	自営業	68歳	男
E	千葉県大網白里市居住	無職	68歳	男
F	千葉県東金市居住	会社員	70歳	男
G	千葉県長生郡居住	会社員	61歳	男
H	千葉県千葉市居住	無職	64歳	女
I	東京都練馬区居住	会社員	35歳	男

4 事案の概要

(1) 被疑者A

被疑者Aは、法定の除外事由がなく、かつ、環境大臣の承認を受けずに、

- 1 令和4年3月13日、千葉県市川市から東京都台東区まで、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名*Oryzias latipes*）約5匹を販売する目的で運搬し
- 2 同年6月28日、被疑者A方において、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名*Oryzias latipes*）16匹を育成し
もって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしたもの。

(2) 被疑者B

被疑者Bは、法定の除外事由がなく、かつ、環境大臣の承認を受けずに、令和4年7月1日、被疑者Bが経営するメダカ販売店内において、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名*Oryzias latipes*）10匹を育成し、もって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしたもの。

(3) 被疑者C

被疑者Cは、法定の除外事由がなく、かつ、環境大臣の承認を受けずに、

- 1 令和3年10月24日頃、被疑者C方から被疑者Bの店舗まで、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名*Oryzias latipes*）約30匹を販売する目的で運搬し
- 2 令和4年7月12日、被疑者C方において、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名*Oryzias latipes*）7匹を育成し
もって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしたもの。

(4) 被疑者D

被疑者Dは、法定の除外事由がなく、かつ、環境大臣の承認を受けずに、

- 1 令和4年7月頃、千葉県九十九里市の用水路において、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名*Oryzias latipes*）約20匹を廃棄し
- 2 同年8月24日、被疑者D方において、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名*Oryzias latipes*）3匹を育成し
もって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしたもの。

(5) 被疑者E

被疑者Eは、法定の除外事由がなく、かつ、環境大臣の承認を受けずに、令和3年7月頃、被疑者E方において、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名*Oryzias latipes*）約2匹を育成し、もって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしたもの。

(6) 被疑者 F

被疑者 F は、法定の除外事由がなく、かつ、環境大臣の承認を受けずに、令和 4 年 6 月 26 日、千葉県東金市の付属建物内において、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名 *Oryzias latipes*）約 20 匹を育成し、もって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしたもの。

(7) 被疑者 G

被疑者 G は、法定の除外事由がなく、かつ、環境大臣の承認を受けずに、令和 4 年 12 月 14 日、被疑者 G 方敷地内において、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名 *Oryzias latipes*）5 匹を育成し、もって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしたもの。

(8) 被疑者 H

被疑者 H は、法定の除外事由がなく、かつ、環境大臣の承認を受けずに、令和 4 年 12 月 16 日、被疑者 H 方において、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名 *Oryzias latipes*）3 匹を育成し、もって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしたもの。

(9) 被疑者 I

被疑者 I は、法定の除外事由がなく、かつ、環境大臣の承認を受けずに、平成 21 年 10 月 18 日頃から平成 22 年 4 月 3 日頃までの間、3 回にわたり、神奈川県横浜市から被疑者 H 方まで、第一種使用規程を定めずに、遺伝子組換え生物であるミナミメダカ（学名 *Oryzias latipes*）の卵合計約 30 個を運搬し、もって、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしたもの。

5 罪名・罰条

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

罪名：同法律第 4 条第 1 項（第一種使用等に係る規程の承認）

罰条：同法律第 39 条第 1 号（6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金、又は併科）